

第六十八回
国会

参議院社会労働委員会會議録第十九号

昭和四十七年六月一日(木曜日)
午後一時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中村 英男君
理事 鹿島 俊雄君
高田 浩運君
大橋 和孝君
小平 芳平君

委員

石本 茂君
上田 稔君
川野辺 静君
玉置 和郎君
徳永 正利君
高橋文五郎君
橋本 繁蔵君
山下 春江君
田中寿美子君
藤原 道子君
柏原 ヤス君
高山 恒雄君
小笠原貞子君

国務大臣

労働大臣

塚原 俊郎君

政府委員

労働省労働局長

石黒 拓爾君

労働省労働基準局長

渡邊 健二君

説明員

厚生省医務局指導課長

吉原 健二君

参考人

茨城県立中央病院院長

内藤比天夫君

茨城県衛生部長

藤崎 米蔵君

茨城県商工労働部労働課長 篠原 幹雄君
茨城県商工労働部労働課主事 時崎 雄司君

本日の会議に付した案件

○労働安全衛生法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働問題に関する調査
(茨城県立中央病院における労働問題に関する件)

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

労働安全衛生法案を議題といたします。
本案に対する質疑希望者の発言は全部終わっております。――別に御発言もないようですので、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

労働安全衛生法案の問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

○大橋和孝君 私は、各派を代表して、ただいま可決されました法律案に対し、附帯決議案を提出いたします。附帯決議案を朗読いたします。

労働安全衛生法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について特段に配慮すべきである。
一 本法の施行に当たっては、労働条件を総合的に確保することを目的とする労働基準法と一体的に運用すること。
二 本法の制定を契機として、労働安全衛生に

関する国際労働条約の批准を進めること。

三 本法制定の効果を確認するため、事業者、労働者その他の関係者に対して法令の内容特に危険有害業務についての具体的な防護措置の周知徹底に努めること。

四 本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官の増員等労働安全衛生を担当する行政体制の充実に努めるとともに、労働基準審議会等の運用の充実、労災防止指導員の活用等を進め、労働災害の防止に即応できる態勢を確立するよう努力すること。

五 本法の円滑な施行を確保するため、産業医学、安全工学その他の労働災害防止に関連する諸科学の開発振興を図るとともに、その成果の普及に努めること。

六 一般の健康診断については、その実施をすべての事業に徹底させるとともに可能な限り労働時間内に実施するよう指導に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(中村英男君) ただいま大橋君から提出されました附帯決議を議題とし、採決を行ないます。

大橋君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。

よって、大橋君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、塚原労働大臣から発言を求められております。塚原労働大臣。

○国務大臣(塚原俊郎君) ただいま御決議をいただきまして、御決議にきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、善処してまいる所存でございます。

でございます。

○委員長(中村英男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(中村英男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村英男君) 次に、労働問題に関する調査を議題とし、茨城県立中央病院における労働問題に関する件の調査を行ないます。

参考人の方には御多忙中のところを御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本件につきましては、藤崎参考人、内藤参考人、篠原参考人の順序でそれぞれ十分程度の御意見を聴取した後、委員からの質問にお答えいただきます。

それでは藤崎参考人をお願いいたします。

○参考人(藤崎米蔵君) 茨城県の衛生部長の藤崎でございます。

県立の総合病院であります中央病院は、病床数が五百八十床、職員数四百九人でございますが、その運営上の問題点といたしまして、医師の確保が困難な点と看護婦の充足についてでございます。

看護体制につきましては、いわゆるニッパチ体制を要求する組合との間に、昭和四十五年二月十三日に覚え書を取りかわしております。県といたしましては、全国的な看護婦不足の現状と、県独自の養成計画にも限度がありますので、五年計画をもちまして実施したい旨を主張してまいりましたわけでございます。組合側との交渉の経過で三年間で実施してほしい、そのかわり県が最大限の努力をしても充足できないときは、これを了承するというような覚え書きを締結した後に、昭和四十五

年度から四十七年度の三カ年間で百十七名の増員をするとの覚え書きを締結したのでございます。これがため、看護婦の募集につきましては、各種の手段を講じて努力をいたしてまいりましたけれども、採用者は看護婦、看護婦で九十四人、看護助手が二十二人、計百十六人では増員数に達したわけではございません。この間、退職者が三十三名ございました。それを差し引きまして純増で八十三人という増員があったわけではございません。覚え書きの最終期間であります昭和四十八年三月末までの約十カ月を最大限努力をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

なお、この覚え書きにございました幾つかの項目につきまして、特に給料等を含む問題があるわけではございますが、大筋におきましてはほとんど実現をいたしたところでございます。しかしながら組合は、四十六年の十一月二十六日及び四十七年の一月二十九日、覚え書きの点検と新たな改善要求を掲げて県と交渉に入り、人事課長、保健予防課長及び総務部長並びに衛生部長と数回にわたりまして交渉をいたしてまいりましたが、了解点に達しなかったという点があるわけではございますけれども、交渉事項のうち、給料、手当関係については病院に勤務する深夜看護職員等の勤務条件の改善等について従来から特段の配慮をいたしているとありますが、その給与水準は民間病院と比較をいたしても必ずしも低い水準ではございませんので、各県との比較をいたしまして上位に位置しているのではないかと考えている次第でございます。したがって、給与の改善、給与の改定等につきましては県職員全体に対する給与改定の時期に検討するというようにいたしたわけではございません。

二番目といたしまして、定数関係でございますが、看護職員は四十五年度から四十七年度の三カ年計画で百十七人の定数増を約束しており実施するとともに、その充足についても先に申し上げましたとおり最大限の努力をいたしてまいっておるわけでありまして、また看護職員以外の職種の定数に

ついては、病院運営の実態に即し改善を進めていくわけではございません。

次に、福利厚生関係についてでございますが、看護婦確保の観点から、県といたしまして積極的にこれを進めてまいっております。四十五年、四十六年度において第二女子宿舍の増築、約二千万程度かかっておりますが、この増築とともにまた七階建て八十二室を有する第三の女子宿舍を約一億三千万程度投じまして新築し、他県に先んじて全入居者の一人一室の実現をはかってまいったわけではございません。

また保育事業につきましても、昨年十一月から暫定的に実施しており、本年度本格的な保育所を設置する考えでいるわけではございません。

組合要求は、同一町内にある県立病院二カ所に、それぞれ保育料を無料とする二十四時間保育の保育所を設置せよというような要望があるわけではございますが、現実には即し漸次改善することを提案いたしているわけではございません。

で、以上のような状況でありますので、それぞれの問題を検討していく上でも、固形式よりは、相互の委員による小委員会方式による検討方法を提案いたしたわけではございませんけれども、組合の入れるところとなりませう。組合は着々と実力行使の闘争体制を固めていたわけではございません。その後、四月十九日、衛生部長との交渉において組合は、四月二十日から組合ダイヤによる実力行使に入ることを宣言しました。四月二十日の深夜勤務からスト体制に入ったわけではございません。この間、当局は終始誠意をもって交渉に応じてまいりましたが、三月十五日に交渉を持したいとの申し入れがあったのに対して、県議会開会中のため日程上無理でありますので、委員会終了後の二十七日または二十八日ごろに交渉に応じたいというような回答をいたしたわけではございますが、突如としたしまして三月二十一日から二十三日までの三日間、知事室前に五十人ないしは百人程度のすわり込みが実施されました。執務妨害を行なったわけではございません。まことに遺憾に存しておる次第でございます。

また、三月二十五日及び二十七日に総務部長及び衛生部長との交渉が持たれましたが、組合は中央筋からの指令による、スケジュールによるものである、そうした観点から交渉の進展は見られなかったわけではございません。

四月二十日以降、スト体制に突入後の状況については病院長から後ほど説明を申し上げますが、二十七日までは若干の院長命令による勤務命令拒否のほか、一斉休憩あるいは一斉休職などの実力行使が行なわれまして、二十八日の深夜勤務から二十九日の深夜勤務までの夜勤を放棄したわけではございません。この間、県労働の議長であります浅野氏、あるいは社会党の県議会議員の野上氏、公務員共闘会議議長の大川氏のあつせんを受けまして、四月二十七日午後二時から交渉に入つたわけではございません。途中幾多の応酬がございましたけれども、二十八日の午前四時十五分、次のような項目によるあつせん案を労使双方が合意し、直ちに闘争体制を解くことで話し合いがまとまったわけではございません。すなわち、双方が合意した項目は、次のようなものでございます。

一つ、看護職員の定員の充足については、組合の意見も聞き、充足計画を作成して積極的に努力する。二番目といたしまして、看護職員等の給料手当の改善問題については、小委員会を設けまして継続交渉する。三番目といたしまして、保育所については中央病院内に施設を整備し、その運営については、病院、組合、父母の会が話し合う。四番目といたしまして、病院内の勤務条件の改善と職場の明朗化について病院当局は分会の意見も聞いてその改善に努力する。五番目といたしまして、その他の要求未解決の事項については今後継続して交渉をする。

以上五つの項目にわたりまして話し合いが済んだわけではございません。以上によりまして、終息するものと考えておつたわけではございません。組合はスト体制を解くことなく、二十九日の正午、集会を開き、中央

のスト解除指令にもかかわらず、紛争状態を継続するような動きをしたため、先行を案じたわけではあります。五月一日、労使双方で覚え書きに調印をいたしまして、平常に戻ったわけではございます。今後は、なお一そり職員の間にあるところをくみまして、県民の医療をなっている自覚を高めるようにいたしまして、県立病院設置の目的を達し、県民のサービス向上につとめたい、かように考えておる次第でございます。

以上簡単でございますが、これまでの経過を説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) どうもありがとうございます。

次に、内藤参考人をお願いいたします。

○参考人(内藤比天夫君) 茨城県立中央病院長内藤比天夫でございます。茨城県立中央病院におきまして本年四月行なわれました闘争は、私も病院当局者としていたしまして、その因果関係につきましても全く予期し得ないものであります。四十五年二月、二年前に終結しました前回闘争以来県当局の病院改善に対する努力の主要は先ほど衛生部長から述べられたとおりであります。病院当局といたしましては、今日までできるだけ努力を続けてまいりました。また、この二年間にございます回数にわたる組合との話し合いの席上も、常に穏やかなムードで終始しておりまして何ら闘争を必要とするような問題はなかったように考えております。昨年の十一月ごろ行なわれまして組合との話し合い以来、一度も団交の申し入れも、また要求もないままに、今回比較突然に闘争体制を組まれた。また労使間のルールあるいは組合内部のルールをも無視されまして、組合大会も開かず、闘争の批准も行なわず団結署名を強行して四月二十二日より違法闘争に突入したものでございます。病院当局といたしましては全く不本意なものでございまして、こまかいことは省略いたします。まして闘争に入りました四月二十日ごろからの

状況を大体お話し申し上げたいと存じます。先ほど四月十九日に県で総務部長及び衛生部長との団交がございまして、その席上、二十日から組合ダイヤに突入するという予告がございました。現実には二十二日から組合ダイヤに突入したわけでございまして、二十三日よりは各病棟に院長命令による勤務者と異なるナースがあらわれるようになりまして各病棟で多少のトラブルが絶えない次第であつたわけでございます。この間組合側は無許可の集会あるいは組合の一斉休職騒ぎ、さらには深夜におきまして各病棟で一斉の休職をとるといふようなことが行なわれました。四月二十六日の深夜、小児病棟におきまして重症の未熟児の患者を一斉に看護を放棄されました。これは二名の深夜、深夜のナースが一度に休職をとるために非常に困つた事態になつたわけでございます。一名のナースが病棟の看護を放棄するにしのびず残つておつたのでありますけれども、本部の強要のためにやむを得ず看護を放棄したものと考えられます。また、そういう管理の病状に關しまして担当医師への報告がなく、組合本部を通じて当局のほうへ連絡があつたようなことでございます。また、四月二十七日の朝は、検査室が一名を除きまして一斉に二時間の休職をとりました。また、先ごろ、二十七日の午後二時から県で徹夜の団交があつたわけでございますが、二十八日の深夜から二十九日の深夜に至る延べ三十二時間にわたりまして夜勤の放棄が行なわれました。私も管理者といたしましては、病棟婦長あるいは団結署名のナース、あるいは保健婦あるいは医師、あるいは隣接しております看護学校の教務主任、そのような方に保安をお願いいたしまして切り抜けたわけでございます。幸いに、これらの方々の涙ぐましい努力によりましてたいした事故もなく過ぎましたことは、ほんとうに不幸中の幸いと考えておる次第でございます。

この間、非署名者のナースにつきまして、組合側の強要的な団結署名という強要が非常に強くございまして、数名のナースは私どものところへ泣きついてまいつたようなこともございました。幸いに五月一日に調印が行なわれまして、その後直ちに平和化したと見えて、まだ闘争体制も解かれず、闘争本部の不法占拠も解かれず赤旗もおりなかつたのでございますが、五月二十二日ごろに至りましてようやく闘争本部が解散され、平静状態に近づいております。この間そういう不測の事態が考えられますことが予想されましたので、院長の責任で軽い患者を一時外泊させ、あるいは退院してもいいような患者を一時退院させた事情がございまして、大体落ちついてまいりましたので、そのようなことの再入院をこの一日前から計画し実行しつつある状態でございます。

この闘争終了後の話し合いにつきましては、組合側と病院側と話し合いを一、二回やつておりますが、まだともすれば個人的感情に走るような発言が少なからず、私もとしましては非常に困惑している次第でございます。県立中央病院、茨城県にはこれ一つしか総合病院がございません。県の医療センターとしてその使命を果たすために何とか努力したいと思つておるわけでございますけれども、日常業務の遂行に關しても決して満足できる状態では、なおないわけでございまして、県当局あるいは病院の私も、あるいは少なからぬ病院の職員も嘆息しているような次第でございます。

簡単にございしますが、争議中の実情の一端を述べさせていただきますわけでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長(中村英男君) どうもありがとうございます。最後に、篠原参考人をお願いいたします。

○参考人(篠原幹雄君) 茨城県の児童家庭課長の篠原でございます。実はここに労政課長と書いてございすけれども、きのうまでは労政課長をやつていたわけでございます。けさこちらに来る前に辞令をいただきまして児童家庭課長になつたと、そういうことでございす。したがういして、この労働問題に關する件、これはおそろく労働

政課長としての所見を申し述べ、こういうことに相なると思ふので、そういうことで御説明申し上げます。

まず労政課の事務分掌といたしましては、大きく分けて、労使の安定に關すること、労働福祉の増進に關すること、大体この二つの柱を目標としていたしまして仕事をやつておるわけでございます。もつともこの労働福祉に關するわけでございまして、必ずしも労政行政だけではなく、労働行政の各分野において実施しているわけでございすけれども、労政行政におきましても相当大きな仕事である、こういうふうにお考えおるわけでございす。で、この労使関係の安定でございすけれども、主としてしまして労政課の分野といたしましては、民間のといひますか、あるいは労働紛争が起つた場合のいろいろな処理機関、これが地労委につながる分につきましては大体私たちのほうでございす。で、今度の県立病院の問題につきましても、これは県の分掌規程等を見ましても、大体職員管理の問題等につきましては、職員管理あるいは勤務条件、職員団体等の問題につきましては人事課のほうでやつておりますし、あるいは病院の問題につきましては保健予防課のほうでやつておる、こういうことに相なるのではないかと申すわけでございす。それから先ほど労政課の二つの柱といたしまして労働福祉の問題でございすけれども、これも県の職員にかかわる分につきましてはやはり私たちのほうではなくて、県の職員課のほうでやつておる、こういうふうになつておるわけでございすので、茨城県の中央病院に關しては労働問題に關しては直接労政課といたしましては関係してない、こういう実情でございすので、御了承願ひいたします。

○委員長(中村英男君) どうもありがとうございます。それで質疑のある方は御発言を願ひいたします。

○藤原道子君 私はちょっとお伺ひをしたいのですが、時崎参考人は労政課に勤務のかたわら職員

組合の役員をしておいでになるということをお伺ひしておりますが、どうですか。

○参考人(時崎雄司君) 参考人の時崎です。私、現在県の商工労働部労政課に勤務しておりますが、そのかわり職員組合の中央執行委員をしておりまして、特に県立病院のこの種の闘争に關しては責任者の一人でございます。

○藤原道子君 それでは私はいま県のほうからと、それから中央病院のほうから御報告はいただきましたけれども、せっかくそこへお見えになつておるのですから、時崎参考人に組合の立場の意見を聞きたいと思ひます。

○委員長(中村英男君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中村英男君) 速記を起して。

○大橋和孝君 先ほどからちよつと参考人の方からいろいろお話がありまして、話を聞いておりますと、先ほど藤原委員もそういうことを感じられたと見えて発言がありましたが、何か非常に果としてスムーズにやつていらつしやるのに、かつてはあれが行なわれているというふうな感じが、いけなさと私はそういうふうな感じが、それが藤原さんにお話を承りたいのですが、非常にこの紛争が長引いておつたのはどういふわけですか。

それからまた非常に団交されておるというふうにお話を承りましたけれども、実際団交は行なわれておりましたのは四十五年の二月のころからありまして、その中で行なわれたのは二回だけ、四十六年の十一月と四十七年の二月の十九日と二回だけと聞いておりますけれども、なかなかそういうふうな形で団交のものも十分に行なわれていない。こういうふうな形があつたんでないかというふうな私現地で聞いているわけですが、そこらの状態はどうだったのですか。

○参考人(藤崎米蔵君) いままで団体交渉という形で持たれた経過等につきまして申し上げたいと思いますが、四十六年の十一月二十六日に人事課長、保健予防課長が予備交渉的なを含めまして交渉を持っております。それから四十七年の二月の十九日には衛生部長が交渉を持っております。それから四十七年の三月の二十五日に総務部長が交渉を持っております。それから四十七年の三月二十七日に衛生部長が交渉を持っております。それから四十七年の四月の十九日に衛生部長が持っておりますので、五回にわたって団体交渉を持っております。

なお、予備交渉という形で四十七年の二月の九日に人事課の事務担当の副参事、保健予防課の病院担当の副参事、それから四十七年の三月三十一日に同じ担当の副参事等が交渉を持っております。

○大橋和孝君 いま私がちょっと二日——二回をあげましたのは争議に入る前の段階で、非常に組合側からいろいろと団交を申し入れても拒否をして、そしてこの知事室のすわり込みということになつていったわけですね。知事室の前のすわり込みというのは三月二十一日から二十三日ですね。そうすると、その三月のいまおっしゃっている二十五日とか二十七日というのは、そのすわり込みのあとでこれはいろいろ話があつてきた問題であつて、その前の間にはいま私が申ししたような四十六年十一月と二月だけで、それも予備交渉なりあるいはまた人事部長なりが団交に応じただけであつて、なかなかそういうふうなことでスムーズにいったくないのは、私はやはりこういうふうないろいろな約束を取りつけて、そして団交しようとしておるのに、十分団交が開かれなかったために知事室のすわり込みということが起こつたわけであつて、先ほどちょっと御説明を聞いてみると、あなたのはうが十分に話し合いをやつておるのに、かつてにすわり込みをしたというふうな聞きこえたものから、そういうことを私はいま質問を申し上げたのですから、そういう意味では、私はこ

ういうふうな県の病院が県民からは非常に大きな期待を受けて、しかも重症患者あるいはまたいろいろな病人の最後の命を守つてもらうところとして期待をしておる。また政府の関係からいいますと、公的病院の任務というものが非常に大きくいま評価されようとしておるところで、こういうようなことが行なわれておること自身が私は非常に今度の問題を振り返つて相当考えてみなければならぬ問題じゃないか。

このところでもう一つ私は藤崎さんにお尋ねをしたいのは、こういうことをやつておる病院長、内藤参考人ですか、これらの方は、こういう問題に対して団交をし、話し合いをして、そうしていろいろやる病院長としての能力は十分に付与されておるのかどうか。あなたが忙しいんだ、なかなか団交が持たない、あるいはまた人事のほうが出なければいけない、こういうようなことであれば非常に団交もむずかしい点も私は想像するわけですね、ああいうようなことに。けれども病院長はちゃんとおるのですから、病院長はもつとその病院の中の働いておる従業員とゆつくり話をし、打ち合わせしながらやはり病院長がもつとこういうことをまとめていくべきじゃないか。こう考えてみますと、病院長にそれだけの権限がないよう、病院長はいてもそういう席では私は何も権限がないんだとおっしゃつておるというように聞いておりますが、その点どうですか。

○参考人(藤崎米蔵君) 交渉を私も持たなかったわけではないのでございまして、持ちたいという申し入れに對しまして、私もまたまた三月中旬には新年度、四十七年度予算を審議してあります重要な議会の開会中でございまして、ゆつくりお話をするのは日をあらためて持つたらどうかという交渉をしたわけでございます。そうした話し合いの最中に、実は三月二十一日からすわり込みが行なわれたというふうなこういう過程をたどつておるわけでございます。

それからなお、その前に当然組合側は病院長等

と交渉を持ちいろいろ話し合いを進め、そうして、その話し合いの中で、御指摘のございましたように、本件におきましても病院長としての権限の範囲というものが非常に限局されておりますので、その中に当然県のほうに上げて、また衛生部長としても権限の範囲がある程度制約をされておるものが相当ございますので、そういうふうなやり取りを経た話し合いを進めていくべきであらうというように、終始私もそういう姿勢に立つて話を申し上げておるのが現状でございます。

○大橋和孝君 そちら辺のところ少し私、まだちょっとよく了解ができないのでお伺いさせていただきます。お話しの中にそういうすわり込みをやつたり何かする、そう聞きますと、どうもやはり組合のほうの話の中なのにすわり込みというものはちょっとおかしい、私もそう思うわけですが、そう聞かざるわけでありまして、私がいま尋ねましたのは、団交をやらせて正式に組合とお話し合いになったのは、私の調べた範囲では十一月と二月に二回あつただけであつて、ほんとに、あなたは話し中とおっしゃつておるけれども、どういふ話し中だかどうも理解がつかぬわけですね。そういうところなんかをはつきりしていただく、私はその経過がはつきりするように思うのです。先ほどもおっしゃいましたが、衛生部長さん、藤崎さん自身がおっしゃる権限が制約されておる、いまおっしゃつておられます。それで病院長も制約されておるというところになると、何か予算の関係やら何かで忙しかつたから、まあ、先ほど私はそういう御事情のことが想像された。ですから、もう少し病院長さんが専断で病院にいらつしやるし、病院の長官の仕事を任せるのが病院長でございますから、そういう関係で病院長がしつかりとした権限を持つて話し合いをして、そしてそれは衛生部長さんなり人事部長さんなり、また県のほうなりに連絡をしながら、そこでびしっと労働組合と話を付けていけば、私はこういうむしろすわり込みだとか何

だとかいうことが起こらないで済むのじゃないかと思ふのです。ですから、そういうところがどうも私は理解に苦しむものですから、一度おいで願つたときにはゆつくりそういう話を承りたい、こう思つておつたところなんです。ですから、そういうところをもう少し明快にしたいんだ。つが、その話がまだ交渉中であるのに、ぱつとすわり込みでしまふ。これはすわり込んだ者が悪いような感じを受けますけれども、実際に聞いてみると、団交は二回しか持つていない、正式な話し合いは二回しかしていない、それであれば、やはりあなたのはうにもう少しそういう機会をつくらせる必要があるのじゃないかというふうには私は考えるわけですが、いかがですか、その点は。

○参考人(藤崎米蔵君) 御指摘のとおりでございます。私も、もとよりこういうした交渉を拒否するといふような姿勢には立つておりません。今後十分その点に努力をしていきたいと、かように考えております。

○大橋和孝君 ならば、ちょっとこのところで話を進めたいと思ひますがね。そのお気持ちにはよくわかります。それから先ほどどなたか参考人の方から何か覚え書きの五月一日のものを讀み上げていただきましたね。私もここにその写しを持つておきますから、その内容は聞いておつたのですが、「病院内の勤務条件の改善と職場の明朗化について、病院当局は、分会の意見もきいてその改善に努力する。」これに対しては藤崎衛生部長さんも捺印していらつしやるわけですね。

○参考人(藤崎米蔵君) はい。

○大橋和孝君 ですからこれは御了承のことでございます。そうすると、この中には、衛生部長さんは、やはり「勤務条件の改善と職場の明朗化について、病院当局は」と書いてあるのです。が、「病院当局」というのは病院長さんと解釈していいのでございませうか。病院長さんであれば、その病院長さんが分会なんかの意見を聞いて改善につとめるということでございますから、こ

なっていると病院長さんが一番先の責任者ですね、お話し合いをされる。それで分合なんかというその勤務条件の改善とか職場の明朗化などについてそういう意見を聞きながらやっていたのが病院長だと、ここには書いてあるわけですね。そうすると、これがまた話を聞いてみると、衛生部長さんから病院長さんの権限をいまいと認められていないので、病院長さんも非常にやりにくいところからおっしゃっているし、また藤崎さんもそれはなかなか権限がないので病院長もやりにくいところがある、ここに書かれている事柄がどうなっているのかというところが私は疑問に思うわけです。だからやはりこの面から見ると、衛生部長さんはやはり病院長さんの権限を十分認めて、そして今後はあまりこれに干渉をしないで、まあ報告によって指導はされても、チェックをしないで話をしてもらおうというように解釈してもらって間違いありませんか。

○参考人(藤崎米蔵君) 先ほど権限の問題に触れまして制約をされていると申し上げましたのは、特に、これは人事管理の面、あるいはその中でも特に給与関係の問題を含めて私回答申し上げたわけでございます。病院の運営管理という面について当分は、これは、やはり病院長を中心にして当然考え、またしかるべき運用をしていくべきものでありまして、また不足な面につきましては、私どももできるだけの協力をする、こういう姿勢に立つて今日までおこなってございいます。

○大橋和孝君 たいへんよく申し上げるようでありまして、この条文の中に書いておられますように、病院内の勤務条件ですね、給与には関係してないけれども、給与にせよ、かなり勤務条件はいろいろ問題があります。こういう勤務条件の改善、職場の明朗化というものは、少なくともこの項だけは病院長さんが責任を持ってやっていたら、こう解釈していいですね。

○参考人(藤崎米蔵君) はい。

○大橋和孝君 はい、——それはありますが、いままで、いまそういうことである程度責任を明確にしておいてもらわないと、これからいろいろまたそれがトラブルのもとになると思いますから、それでそういうような権限をびしりと与えていただくときには、びしりと与えて、そうしていま藤崎参考人がおっしゃったように、むしろそれを協力してやって、うまくいけるようにしてやると、こういう姿勢であれば、私はこういふトラブルは非常に避けられるんじゃないかと、私、いまの御答弁は非常に前向きになっていいと思います。これは進めてもらうことが、やはり労働間の紛争をなくすることの前提条件である、私はそういうふうに思います。ですから、そういうことに対しては、特に注意していただいて、ひとつ実行していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ変わった問題では、先ほどの御説明を聞きますと、まあいろいろ協議をされて、看護婦さんの充足の問題、あるいはまた改善の問題でひとつ約束を取りつけられて、二年ですか、三年ですか、後には、こういうような形、少なくとも中央病院では百七十七人、それから友部ですか、その病院では七十九人を約束してふやそうと、それがいまのお話を承っておりますと、ほぼ充足されたように聞いておりますけれども、私の聞いた調べたりするところでは、ほとんど半分も充足されていない。表も私に聞いて、よく見せてもらっておりますが、各病棟についてずっと調べて見ても、かなり充足されていないようですね。それは県当局とされました、あるいはまた病院長とされました、ずいぶん一生懸命充足に努力してはもらっているという、これは、私も陰ながら認めておりますけれども、しかし、それはまたいろいろ条件で、あとから厚生省にも伺ってみたいと思っております。こういう状態で見ると、看護婦さんが集まらないという、あるいはその現場の看護婦さんなり、あるいはまた何と申しますが、医務関係の職員なりにしわ寄せになりまして、非常に私は、今後一べんあとから尋ねてみたいような労働基準の違反にもなっている、非常に過酷な労働条件にもなっている、人たちは、もともと患者さんの十分なサービス、あるいはまた、いろいろな病棟の重症患者の治療のために看護体制をはっきりしないと、これはうまくいかないからということ、そういうことを整備するための労働組合としてのいろいろな要求を申し上げている。これはむしろ私は地方の自治体病院の従業員としては、非常にまじめな働きだと思っております。自分らが背負わされている、これは医者ばかりではありません、やはり看護婦なりそういういろいろな現場の従業員がうまくやれる体制がなかったら、非常に重症患者に対してうまく処理できないわけでありまして、これを前向きになって県当局と話をし、あるいは病院長と話をし、充実させていくというのには私は非常にこれは前向きにいい姿勢だと思っております。ところが、私が調べた範囲でこれを見ますと、この茨城病院の要求はそのほかの一般の自治体病院の要求から比べてみますと、むしろ私は控え目だと思えます。この要求として、たとえば、精神科に於いての勤務の状況なんかでも、これはもう相当一般の要求よりは弱まった要求をしておられるわけですね。私は実際見てそう思います。ですから、そういう点から言えば、労働組合でいまやっている事柄に対しては非常に私は前向きだと思っております。これが、これが何で看護婦さんが十分に充足できないのか、あるいはまた従業員の人がこれほどオーバーワークをしなければならぬようなままだとおられるのはどこに原因があるのか、こういうことをひとつ病院長なり、あるいはまた県の衛生部長さんである藤崎参考人のほうから、率直な御意見を伺っておくと、今後やはり厚生省に対しては、もっと自治体病院はどうあるべきかという、あるいはまたそういうふうな従業員に対して取り組むべきかということも考えてもらえらるし、また労働

条件からいって、労働省からもこれに対してどうだというものが出してもらえらると思っております。現場の苦しいところなり、あるいはまた何でそれがうまくいかないのか、いま何かうまくいっているような話を聞いておられますけれども、私のデータではみな違います。もしそれであるならば、私は各病棟の足らない部分、そういうようなものの表をいただいておりますから、表によっても説明していきたいと思っておりますが、どうですか。

○参考人(藤崎米蔵君) 看護婦の充足対策につきましては、ただいま御指摘がございましたように、四十五年から今日まで続いている定数を確保いたしたわけでございますけれども、その反面退職者が出てまいりまして、結果的には十分な充足ができていないというのが現状でございます。それから、やめていく者についてはいろいろな問題があると思うのでありますが、私自身もその点については詳しく調査をいたしております。また担当者等から、あるいは組合等からのいろいろな御意見も出されておりますので、そういうのを参考にいたして、まあ何とか定着するような努力を払っていかなくちゃならない、またそういうふうな現在施策の上でも進めていきたいと思います。参考までに、本県に現在十七施設、看護婦の養成施設がございまして、一学年にいたしまして、これは高専が四校ございまして、これが二百五名でございます。それから准看が医師会等を含めまして四百十五名でございます。そのほかにも高等学校の進学課程に衛生看護学科がございまして、これが百二十名程度養成いたしております。七百四十名現在養成をいたしておられるわけでございますが、これが四十九年で官公立、民間等を含めまして千六百十五名に養成計画を立てておられるわけでございます。長期展望に立って逐次医療機関の整備計画等々とあわせて養成計画も実は立てておられるわけでございますが、何といたしまして問題はその勤務条件、県立病院のあります所がほぼ県の中央に

位するわけでございますが、まあどちらかと申しますと、いなかでもございまして、そういう点、いろんな勤務上の不便さもありますので、そういう点で定着性がないものというふうにも判断いたしておりますが、その他いろいろな問題もございまして、この点につきましては、なお病院側と十分協議をして看護対策に努力したい、かように考えております。

○藤原道子君 関連。もう少しはっきりお話を聞きたいと思えます。それで、私は先ほどのお話の中にも相当充実したということでしたが、まだいま大橋さんの質問に対してはやめる人があった、こういうことなんです。それで、あまりたくさんやめていられないので、看護婦の勤務時間及び労働環境はどうなっているか、それが整ってあれば、やめていく人は少ないはずなんです。こんなにくさん、人がやめていくということにはそれだけの原因がなければ、やめていくはずがない。私もいろいろ御質問したいと思つて準備はしておりますが、時間の関係で中座しなければなりませんので、この看護婦の勤務時間、その労働環境の状況をちょっと伺いたい。

○参考人(藤崎米蔵君) 勤務条件と申しますか、勤務体制の中でかなり超勤が多くなつてきておるのではないかと、そういう勤務条件によつて定着性がないのではないかと御指摘でございまして、必ずしもそういうふうには私も理解いたしていません。超勤等におきましても、他の府県等の病院と比較してみましても、必ずしも多いというふうには私も理解していないわけですが、そのほかにやはり勤務条件として不足するものがあるのではないかと、これを私は現在病院側ともいろいろ検討を進めておる次第でございまして。

○藤原道子君 私はいろいろ伺つております。あなたはほか比べて悪くはないというふうなことをおっしゃいますけれども、まるで看護婦さんたちの勤務状況はそれはもうかけずり回らなければ間に合わない。したがって、あなたのほうは結局

特類看護に指定されているんですね。だから、看護婦さんが見ることになっていくのです。ところが、非常に付添婦が多いのです。びっくりしちゃったのです。ことに精神科のときは定員が二十五名ですか。定員が二十五名なのに付添婦は二十二名もついている。これは一体どういうわけ。特類看護の指定を受けながら、それには付き添いをつけなくてもやっていると、これははずなんです。ところが、少しはほかの病院でも付き添いをつけているところもございまして、二十五の病棟に付き添いが二十二人もついている。しかも付き添いは非常に高いんですよ。二千五百円から高い人は四千幾らかかるということになれば、入院患者の身にもならないじゃない。看護婦さんがやればよいといつた看護婦が足りないからやれない。これは一体衛生部長としてはどうお考えか。

○参考人(藤崎米蔵君) 実態につきましては、たいへん恐縮でございまして、病院長にかわつて答弁をさせていただきますと思ひます。

○参考人(内藤比天夫君) 付き添いがわりあひ多いというのはお説のとおりでございまして。約三百から四百ぐらいの入院患者に対して、約六十名ぐらい主として家族がついておられます。先ほど精神科とおっしゃいましたのは、たぶん脳外科の病棟……

○藤原道子君 ええ、脳外科です。失礼しました。

○参考人(内藤比天夫君) かと存じまするけれども、脳外科は時によつて多少違ひますが、三十五ぐらい入れると思ひます。それで御承知のとおり脳外科は非常に重い患者が多いです。またこのころは交通災害なども多発してまいりますので、そういう患者につきましてもは加害者、被害者とも進んでつくる、あるいはつけさせてもらうというふうなことが行なわれているわけでございます。望ましい姿ではないかも知れませんが、三対一でございまして、まあ特類といひますのは三対一でございまして、なかなかそこまで手が回らぬというの

が実情だと思ひます。派出婦がついておられますが五、六名というところでございまして、あとは家族の方でございまして。おもに付いておられますのは脳外科、それから整形外科、それから内科の病棟の重い患者というところだと思ひます。お答えになりましたかどうか。

○藤原道子君 私が聞いたり調べたりしたのは御答弁が違いますから、委員長に要求して委員会から一度視察に行きましよう。

それで、お答えはもう少し率直にしてもらいた

い。それから衛生部長に伺ひますが、看護婦の学校が幾つあつて、幾らできてどうだこうだという答弁でしたけれども、これは人事院の勧告にもございまして、看護婦さんたちの要求は間違つていないんですよ。一人夜勤で病院で事故が起きていのは、いふんあるんです。人命尊重の病院でございまして、したがつてそういうことのないために二人の夜勤を——私も入院したことはございまして、幾らバベルを押しても看護婦さんが来ない。それは一人です。それからかに行つていれば来るはずがない。したがひまして、二人夜勤というのとはつきに決定してあるんです。指令が出てはいるはずなんです。それから月八日間というのと二人夜勤というのとはもう人事院の勧告でそうなつてはいるはずなんです。厚生省からもおそれる指令が出てはいるんだらうと思ひますが、それはいま看護婦の養成がおくれているためにこうなることは問題でございまして、これに對して、幾ら看護婦を養成しても、そこに定着できなければ意味ない。したがつて看護婦さんが定着して、よき看護ができるように計らうのがあなた方の使命だらうと思ひます。ところが二人夜勤は一人夜勤である。夜勤は八日以上にやつていらつしやるように私の調査ではわかつております。こういうこと、ことに特殊看護という資格を持つてい

ども、付き添いがなくつてそれで看病ができるように、しかも看護婦の待遇がよくならなければ私は安心して国民は医療は受けられないと思ひます。ことに何と申しましようか、先ほどもございましてけれども、保育所の問題もあり、三交代ですから夜中にかわらなきやらない——おたくは三交代でしょうね。

○参考人(内藤比天夫君) そうです。

○藤原道子君 そうすると、夜中に交代する場合の対策はどうなつているか。交通の問題でも、電車もなければバスもなくなつていまして、夜中には。そういう場合の待遇は一体どうなつているか。タクシー代を出しているんですか。そういう点から看護婦はつとめたくてもつとめられないということになる。これらに対する対策を伺ひてくだされ。先ほどから聞いていれば労働組合が悪いようなことばかり言つていられる。幾ら要求したつて十一月と二月に二回しか団交しない。話し中だと言つたら、待つて、待つて、待つて、待つて、夜だつて団交できるじゃありませんか。——きょうは衛生部長だけが答弁するために来てるの。

○参考人(藤崎米蔵君) 御指摘のような点につきましては、十分今後私も対策を立てていかなければならないというふうに肝に銘じて考えておりますので、どうぞよろしく御意見を申し上げたいと思ひます。そうした保育所の問題とかいうようなことも昨年来本県としては取り上げてまいりましたが、段階を経て逐次整備をしていくということでない路線、衛生部長、力及ばずしてまだ十分な対策ができませんことをこの機会におわびを申し上げ、できるだけ、私御指摘のような点につきましましては今後検討していきたい、かように考えております。

○藤原道子君 私は、きょうは大橋さんが主として御質問になるので、私が飛び込んで申しわけないと思ひますけれども、私も看護婦なんです。八年間看護婦をしてきたんです。ですから看護婦

さんのいかに苦しいかということとはよくわかっておりますから、社労委員会でも厚生省に対して絶えず看護婦問題は取り上げてがんばっております。したがって、おたくのほうの話を聞くとがまんしていられないものだから、大橋さんが質問することになってるんだけれども、ちょっと関連で御質問申し上げると同時に、労政課長さん、あなた一体どう思っておりますか、どういう努力をしておいでになりますかお伺いいたします。それから先ほど来のお話のように、労働組合、そんなわからず屋でございましょうか。あなたの受けた感じをひとつこの際お聞かせ願いたい。

それからもう一つ、衛生部長、保育所の問題とか交通費の問題についてはいまだ努力していらっしゃる……、こういう点については、いづごろまでに保育所はできますか。

○参考人(藤崎米蔵君) 保育所につきましては、現在今年度の予算で、中央病院のほうに一カ所つくるといふことで予算化しておりますので、現在そういう作業に入っておりますが、できるだけ早い機会にこれは開設したいと、かように考えておりますけれども、組合側といたしましては、二カ所にしてほしいかというふうな問題も出ておりますので、そういう話し合いも進めながら今後検討していくというふうなことでございます。ただ、一カ所というところに一応きめまして、現在一カ所を進めておりますけれども、そういう組合側のいろいろな要望もございまして、これをあわせてこの際御報告申し上げておきたいと思っております。

○藤原道子君 さっきね、昼夜の保育所——二十四時間制の、これに対してはどういうお考えですか、私はこれの主張なんです。

○参考人(藤崎米蔵君) 二十四時保育ということについては、現在、これからまた組合側とよく話し合いを進めた過程で検討していきたいというふうな私どもも回答いたしておるわけでございます。

○参考人(藤原幹雄君) ちょっと第一点の件ですけれども、その看護婦が何でございましょうか。私のほうに二つ質問があったと思うんですけれども、そ

の第一点、看護婦がどうなんです。

○藤原道子君 あの組合が交渉中にすり込んだとかというふうなお話なんですけれどもね、あなたはその係ですね、労政課長というんだから。それで、組合の行動がそれほど悪い行動だったんですか、あなたはそれをどうお考えですか。

○参考人(藤原幹雄君) お答えいたします。別に職員団体が悪いかどうかというふうなことをここで、いいとも思わないし、悪いとも思っておりません。

○高山恒雄君 これは、私はきょうは質問しないつもりでおったんですけれども、あまりにもおかしい御答弁もあるようだし、参考のために私も一つ聞きたいと思っております。

まず、その団体交渉をする前に、労働協約があるのかないのか、これが一つ。労働協約があるのかないのか。それから、人事権と、さらに人員の増減ですね、増減の権限、それから、給与の額の権限、これは院長に与えてないという先ほどの答弁でしたが、院長はそれ以外のことは全部院長に責任があるわけですね、そうですね。それから、この団体交渉に対して、先ほどの説明で、二月、三月、それから三月、四月の十九日まで五回団体交渉をやっておられる。この団体交渉に対して、部長が出るというふうな形式はおかしいじゃありませんか。こういう点こそ労政課長ですか、一体どうお考えになるのか。労働協約をつくって団体交渉をする場合には院長をはじめ関係者、特に県の労政、人事部長ですか、衛生部長、それが主になって団体交渉を受けるべきですよ。そういう点が非常に不備ではないかという感じがするんですかね。

もう一つ、やめる子が多いと、こうおっしゃるが、待遇改善の中の一問題になるのは労働協約の八時間勤務というところであらば、むしろこれは話し合いの中で、深夜手当も出るだろうし、三交代なら三交代をすれば、そんなことはあたりまえですよ、あなた、基準法があるんですから、労働法もあるんだし。それが行なわれていないところ

にこういう問題が起きているんじゃないかと思うから、私にそういう根本的なことを一べん聞かしてくださいます。労働協約があるのかないのか、労働時間は八時間なのか、もし八時間が五時間、時間延長をした場合は、深夜の場合は深夜手当を出しておるのか、そういう点をはっきりして答えてください。何をやっておられるのかさっぱりわからぬようなことを聞いて驚いているんだがね。どうですかその点、労政課長からまず……。

○参考人(藤原幹雄君) これは先ほど申し上げましたように、労政課の所管外でございます。それから回交の相手でございますけれども、これは当時者同士で決定する問題じゃないか、こんなふうに思っております。

○高山恒雄君 それは労政課長ね、あなたそんなこと言われますけれどもね、労働部は指導しなくちやならぬ責任がありますよ、実際問題として。そういうことを指導するのが労働部の仕事なんです。だからそういう点はどうかお考えになっておるか。労働協約がないとするならば、労働協約を労使で結びなさいという指導をして、そうして時間外の問題はあなたのおっしゃるのとおりには労使にまかせたらよろしい。そういう労働協約もないような現状において労使紛争が起きている事態をどうおさめていくのかという点は、あなたに指導の責任があるんじゃないか。

○参考人(藤原幹雄君) これは公務員の職員団体でございますので、労働協約の締結というのはございせん。

○高山恒雄君 協約なしですな……。

○大橋和孝君 先ほどから皆さん落ち着かないというか、よく理解しにくい点たくさんあると思えます。私もそういう点がたくさんあるの、いろいろ詰めて話を聞かしていただきたいと思うんですが、先ほどの話を言いますと、やはりちょっと高山さんも触れられましたが、こういう問題で、どこが一番ポイントになるのか、先ほどから答弁を聞いておきますと、衛生部長の藤崎参考人からのお話が多くて、病院長なんかあまり積極

的な御答弁はいただいていないわけですが、やはりこのところは先ほどもちょっと、勤務条件なんかの改善の覚え書きの第四項ですね、そのところでは大体確認させていただいたが、これは病院長さんがやっていただくと、あとからやはり衛生部長さんなんかバックアップをしていただくということになったのですが、さっきのまた給与、手当改善の問題については、小委員会を設けて継続的に交渉するという話でございましたね。これはこのときに小委員会を設けてやられるのはどういうふうな形式でおやりになるのか。それからまた、こういう一番問題は給与の問題が根本をなすだろうと思うのですが、給与の問題については、一切病院長はその権限ないのですか。そこところはもう少し明確にしておいていただかないと、出先の病院長からある程度県の人事課なり、あるいは衛生部なり、あるいはまたその他もろもろの上の機関にはかって、当事者能力としてはやっぱり病院長が持つべきではないですか、そういうことは全然できないですか。このところは病院長にも、両方から聞かしてください。

○参考人(藤崎米蔵君) 給与関係につきましては本県の場合は病院長に権限はございません。したがって、これは総務部の人事課でございます。そこでいろいろ調査をして進めておるといふのが現状でございます。

○大橋和孝君 そうするとその第二項で言われておるところのこの看護職員等の給料、手当の改善の問題は、やはり総務部のほうでまたしたるべき委員会を設けてそこで協議をしてこれから進めていく、こういうことですね。

○参考人(藤崎米蔵君) はい。

○大橋和孝君 その委員会の構成はどういうふうにかえていらっしゃるのか、いづごろ開いてどういうプロセスでこれが上がっていくのかもちょっと聞いておきませんか、覚え書きの条文だけ、りっぱな看板がばつとこう出ているだけでは、実際問題の私ども理解ができませんので、どういふ形でそれをおやりになるのか、またそういうふう

に給与改定は県全体にもありましようから、それはよくわかりますけれども、しかしこの看護の問題といえは深夜手当とか何とかあるわけですから、病院長から実情を十分報告をして、総務部のほうでもそういうデータのもとにしっかり組んでもらわないと、どうもうまくいかぬのじゃないかという感じがいたします。そういうことに對しては病院長どういふも思っておられるのですか。そういうことにいままでも苦心をされておられるのですか。そうして苦心をされたときにはどのくらいそれが決定のところに入ってくるのですか。こういうふうなことがないと、私はたいへんな差がついてくるんじゃないかというふうに思います。

○参考人(内藤比天夫君) 一番問題になりますのは定数関係だろうと存じます。定数関係は病院長ではどうにもなりません。これはあくまで任免権者は知事でございます。

それから、給与のことに關してでございますけれども、たいてい地方公務員の給与は国の人事院のほうが大體ましますと、それに準じてつくられるように存じております。

深夜の、あるいは夜勤のことにつきましては、百分の何十増しというきまりがありまして、それにプラスアルファ一回幾らというのを県の了解を得て支給しているというのが実情でございます。三交代でございますから、普通の病棟に關しましてはそれほどひどい超勤はないように思っておりますけれども、中には深夜の回数が多しなすもございまして、また手術室などで特別のところでは多少多いかも存じますけれども……

○大橋和孝君 先ほど藤原委員のほうからお触れになりました、看護婦のいろんな超勤の問題なんかがありますが、先ほどの御答弁の中では、別にそういう協定は何もない、三六協定も何も結んでいない。しかし一方では、先ほどちょっと御答弁があったように、相当長いこと時間外勤務をしておる。これは、一カ月の間に時間外勤務の時間が百十一時間ですよ。一カ月の間に看護婦さん、これはまたばく大な時間ですね。同時にまた、事務

関係では四十五時間、これは一人で四十五時間で、全部で一カ月五百三十五時間の超過勤務をやっているわけですね。これも私調べてみまして、あまりにもばく大なあれじゃないかと驚きました。同時にここで「ちょっと私は、あとからこれは労働省にも尋ねたいと思うんですが、また、こちらのほうにも伺いたいんですが、これはまた、一カ月の間に四、五回は拘束時間が五十時間というのがあるんですね。これはえらいことなんで、労働基準法違反で、これは私は聞いてびっくりいたしました。八時間四十五分の拘束で、それから八時間休憩さすんですね。それからまた八時間四十五分拘束してまた八時間休憩、そしてまた八時間四十五分勤務につかす。それから、家から出てくる間に時間がかかりまして、帰る間に時間がかかる。これを合計しますと五十時間拘束なんですよ。こんなことで、これは、もしここで行なわれておたら、看護婦さんが少ないからという面もありましようし、いろいろ職務もあつて努力をしていらつしやる。私は、先ほど——これはわりあい組合の要求も一般の自治体病院のいろんな要求から比べれば非常にこれは低目だ。男の勤務のところなんかだつたら十時間ぐらいつつをやっているわけだ、勤務を一日にね。そういうようなことなんか見てみますと、非常にそれは、協約の中とか、話し合いの中に認めているようですから、非常に内輪で控え目な話し合いをしている、こう言われているわけですが、こういうところで、何かこういうことだと、私は基準法違反もはなはだしと思う。これは労働省も、一べんこの問題についてこの間うちからこをよく調査してもらつたら私は前回の委員会でもお願いしておきましたから、御調査済みだと思ひますけれども、私はいま調べてみますと、こういうものが出てきています。五十時間一べんに看護婦さんを拘束するなんというふうなことがなつたら、これはもう労働問題としては相当大きな問題を取り上げなければならぬと私は思ふ。これは県がやっておるんですよ。県の病院です

よ。ですから、私は、これは大問題だというふうな思っているわけですね。これにつきましても御意見を、どうぞひとつ、病院長あるいはまた衛生部長さん、あるいはまた労働省のほうから、この状態はどう把握していられるのか、一べんよく聞かしてもらいたいと思ふ。

○参考人(内藤比天夫君) 非常に長い時間を拘束されているというお話でございますが、たぶんその人は手術室勤務で手術の待機拘束ではないかと存じます。これは寮におりまして構内の寮に待機しておる人でございます。この人は回数も多くありませんけれども待機の時間数は長うござい

ます。

それからニッパチのことが出ましたんですけれども、四月一日現在で二・十という病棟が八病棟でございます。それから一・八、軽症病棟でございますけれども、これが一病棟でございます。

〔委員長退席、理事高田浩運君着席〕

それから看護婦の数でございますが、四月一日現在で病棟のナースだけで百六十六名でございます。そのときの患者の数は三百五十九名でございます。そういったと、この三百五十九と申しますのは一般と結核と合わせてでございます。特殊は一般だけとっておりまして結核は一般でございます。ただ単純に平均いたしますと患者二・二に対して一という割合でございます。ただ病棟の構造上多少不利な配置になつていという面はござい

ます。たとえば看護単位が小さいとかという病棟がありますので、たとえば二十六床の看護単位もございまして、それから、いままでわりあいたくさん入つておりましたときも、総合病院化したしましてからは一番多いときでは四百三十一・四十という数でございます。これですな

らして二・六名対一というぐらになつてしまつたので、そういうことではない。いま申し上げました看護単位の大小ということがからんでゐることはたしかでございますけれども……

○参考人(藤崎米蔵君) 三六協定等本県の場合には結ばれておりませんので、御指摘がございましたように本県におきましてもこの問題は検討しな

くちやならないというところで目下人事当局におきましてもこういう問題は検討していただいておりますわけでございます。なお、そうした点で過去におきまます勤務状況を見ましても、多少超勤等過重の点があつたのではないかとというふうな面も私も伺つておりますので、十分今後配慮していきいたい、かように考えております。

○政府委員(渡邊健二君) 茨城県立中央病院につきましましては、最近、基準監督機関で今年の二月中の状況について監督を実施いたしましたところによりますと、いま大橋先生御指摘の三六協定につきましましては、確かに三六協定の届け出なしに超過勤務が行なわれているわけでございます。これは基準法の三十六違反に相なるわけでございます。

なお、そのほか宿日直につきましても、法四十一条の許可が必要なわけでございますが、その許可なしに宿日直が行なわれている、これも基準法違反に相なるわけでございます。これも基準法違反の点につきましましては、病院当局に是正するように指導を速急にいたしたところでござい

ます。

なお、勤務時間が五十何時間云々という御指摘の点につきましましては、これは病院は基準法の四十条に基づきます施行規則の二十七条によりましてこの病者の治療、看護の事業が一日九時間、週五十時間までは基準法上認められておるわけでございますが、私どもが把握いたしておる限りにおいては、茨城県は週四十四時間の県条例によつて勤務時間になつておりました、病院におきましても三交代、二週間に十一勤務八十八時間、したがつて一週に平均いたしますと四十四時間勤務というところに規則上は相なつていというふうな承知いたしておりますが、御指摘のようにな四、五日間に五十何時間も勤務したといったような実態があるかどうかについては、ただいまのところまだ

あるかどうかについては、ただいまのところまだ

そういう報告は受けておられないわけでございます。

○石本茂君 関連で一つ、二つ聞きたいのです。いま渡邊局長さんの御答弁の中で、おおよそ見当つきましたけど、どうもあいまいなところとしてお

りまして。というのは、県条例もあることで、労働基準法もあることでございますから、ああいう中央病院で、しかもなかなか私どもたびたび行つておりました、きょうは仲間も大ぜいきていらつしやいますけれども、まあよくやつていらつしやるほうじやないかと思つて見ておりましただけに、実はまあびくびくしたわけでございます。

で、ことしの三月ごろにこの問題が起きておることを聞いておりましたけれども、もう今日よいほうに片づいておるんだらうと思つておつたことと、それからいま申されましたようなことがな

ぜ、きのうやきょう建った病院ではございませんので、今日までに手続等がなされておらなかつたのか、この責任は一体どこにございますのか。まあ院長先生のお考えの中になつたのか、県当局、先ほど衛生部長さん盛んに御答弁をされておりましたけれども、その辺がやはりうかつであつたのか、これを一点お伺いしたいと思ひます。

それからもう一つ、非常に長い拘束、これは勤務場所によつてやむを得ないことは、私もその仕事をしてきた人間でございますからよく了解しておりますけれども、拘束手当のようなもの、そういうものが本人にやはり出されておつたのかどうか。しかたがないんだ、やむを得ないんだ、回り番だということであつたのかどうか、これを一点お聞きしたい。

それからもう一つ、先ほど、採用いたしましたときの任命権、これはまあ知事でございますし、県立病院ですから、しかし百十何名やめた人もおりますが、求められますためにはかなり病院当局がそれは苦勞されて、努力をされて求められたものだと思ふんですが、病院当局が、人員不足から起きてきたんだらうと、さつき院長先生が申しておられましたけれども、そういうことについて病

院当局がどの程度まで、今日まで足りない看護を求めのために御努力をなさばしてきつたのか、そういうことを三點について簡単に聞いておきたいと思ひます。

〔理事高田浩運君退席、委員長着席〕

○参考人(内藤比天夫君) 手当につきましては、ごくわずかでございましてけれども払つております。

それから先ほど基準局長さんから宿直の許可がとつてないというふうなお話でございましたけれども、宿直の許可は衛生部を通じてとつてい

るように私は聞いておりますけれども、これはちよつと、私直接参つたわけではないので……。ただ、三六協定を結ばないということでございますが、確かにきのう基準局から病院のほうへおいでになりました、三六協定は結んだほうがよろうという、結ぶべきであらうという話が出ました。積極的に結ばないという姿勢で通したわけではございませんが、まあ三交代ということで非常に長い超勤というものは、普通の病棟ではいまでもありませんでした、これはお互ひのことでございますので、両方から結ぶべきだと思つておるようになるのがよろしんじゃないかと思つております。

○委員長(中村英男君) いいですか。

○石本茂君 大体わかりました。けつこうです。○大橋和孝君 いまのお話がまだ徹底をしておらないわけですが、御答弁を聞きますと、それは手術室、オペラチオンの部屋であらうと、これは私も調査をしてちよつと知つておりますが、これは二百十九時間の時間ですね。この中で十二人やつてゐる。これは一人に直してみたら超過勤務時間

わかりますね。また、二病棟の東には婦人科ですけれども、これは百十二時間十三人、それから二病棟の中は小児科ですが、これは百四十七時間十五人、こういうふうになつてゐます。そのほかいま言ったような形で、非常に長期のやつもある。耳鼻科の人なんかは一人で二十時間やつておる、こういうふうなわけですよ。協定もない、結ばぬ

感じがなと言われておりますけれども、結べていない。

それで、先ほど石本さんの御質問の中に、一体これはどこに原因がありますか、責任はだれですかという御質問がありましたけれども、まだ、私答弁を聞いていないわけですから、ここに対する責任はどこにあるか、一体今後これを直そうとするならば、だれが責任を持つてやられるのか、だれのところへこういうことを頼みに行つたらいいのかということがあり得ると思うのですが、その点明確にしておいていただかないと、きょうせつちやうような感じがいたしますから、この問題についてちよつと明らかにしていただきたいと思います。

○参考人(内藤比天夫君) 私が了解しております範囲では、一週間に五十四時間までとはいふように理解しておるわけでございます。――一週十時間までの超勤は協定がなくてもできるものになつてゐるようには理解しておりますけれども……。

○大橋和孝君 これはたいへんな問題でありまして、ひとつ、いま御答弁願つていられるから、病院長が責任を持つてやつていただくと解釈して間違ひありませんか。

○参考人(内藤比天夫君) 三六協定を結ぶということでございます。い、すべての問題ですよ、この問題、いまの看護の条件の問題。

○参考人(内藤比天夫君) 院長としてやるべきことは責任を当然持ちます。

○大橋和孝君 このところをわりあいにはつきりしておいていただかないと……。

衛生部長さんに今度ちよつとお尋ねしたいと思ひますが、まあ、先ほど病院長のお話では、五十四時間までぐらひはいけることになつてゐるんだというお話だし、私のほうで調査したのは、一カ月四、五回ですね。四、五回というのは週には一回ということですよ。週一回は五十時間拘束で

やることがしばしばあるわけですね。こういうような形で拘束する時間の長いこと、あるいはまた、いま私がずつとあげましたように、非常に超過勤務が長い、それに対して三六協定も結んでいない、こういうような状態では労働基準法違反なんだ。こういうような問題は、もういまお話を労働省に聞いてみますと、こういうことはやつたほうよろしいという指導がいつてゐるわけですね。こういう問題をやつていただくのになだれがやつていただけたらいいから、私が病院長としてやる範囲はやりませんというので、これはもうやれる範囲でないと云われたらできないという

ことで、まだこれははつきりしないわけですね。これはどういふふうになりますか、衛生部長さんどうお考えになつてゐますか。

○参考人(藤崎米蔵君) この点につきましては、先ほど御指摘がございましたので、私申し上げてございまして、三六協定を結んでいないという

ことにつきましては、県はもちろんのこと、組合側からもこうした点につきましては話し合いが持たれておりますので、当然これはこの協定を結ぶべきものであるといふように私は理解しておりますので、先ほど御答弁申し上げましたように、現在総務部の人事課当局におきましてこの問題を検討していただいておるといふことを先ほど申し上げましたので、なるべく早い機会にこうした協定を結ぶように努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○石本茂君 関連してお願いしたいのですが、よろしゅうございませう。

私、さつきわかつておりますと云つてそのままにしたのですが、県立とも国立ともそうだと思ひますけれども、これは確かに運営に關しますことは、これは院長先生のやはり権限じやないかと思ふんです。これはたいへんなことでございまして、ただ内藤先生、りつぱな學者でいらつしやいますので、私、先生にこんなことを言ふとは思つておりませんが、やはり病院御当局がわれわれ働いておりますものの立場を十分わかつてくださる

わけですから、言い出しっぱはだれかということが出てくると私は思うのです。そういう協定を結ぶべきだということを県当局が言い出すものか。やはり病院を運営なさる側が、ぜひこれはこうす

べきだということを、それをしなきゃならない責任を持つ県のほうに言うべきかということになりますと、これはやっぱり職務の現場をよく承知し、その運営、管理の責任に当たる立場の人がその権利をお持ちになっておる、責任をお持ちになつていと思うのですが、これはどうなんでしょう。衛生部長さん、私のこういうこと聞違つておりますでしょうか。病院というものは現場でございます。書類の上であつちへいき、

こつちいきというのは簡単にございますが、毎日預っている私ども看護職におります者はやはりこういうあいまいさがありますと、とても安心してきびしい日々の職務に立ち向かうという心は無理もあることは承知しております。だからいやだと言わないで今日までがんばってきたわけでございますが、ここでひとつお願いでございますから、部長は盛んになるべく検討しますと言つてくださつて、私は当然そうなと思つておりますが、過去のそういうあいまいさといひますか、ちよつと割り切れないものが今日の条件をつくつたと思ひますので、この辺をひとつ、先ほど来大橋委員のほうからも申しておられますけれども、私は病院というきびしい、命を預つている場所ですから、運営の管理責任はどちらですかということだけでもお示し願ひたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○参考人(藤崎米蔵君) 石本先生のおっしゃる通りだと思います。私どもも先ほど来申し上げておりますように、この点につきましては従来も必ずしもこの点が話題に乗ってこなかったわけではないわけでございます。しかしながら、大橋先生から御指摘がございましたように、多少お互いに、まあ暗黙のうちにそれほどの支障が現象として起きてこないという事実関係から今日に至つ

た。ここに来て私のほうはやはり原点に戻って、この点はつきりすべきものであるというように私自身も考えております。そういうふうな努力をいたしたい、かように考えております。

○大橋和孝君 ちよつと労政課長さんから、今、違
うそうですけれども前の労政課長さんから……、
ちよつとお伺いするんですが、こういうふうな状
態を見ておられまして、それは総務部でやるん
だ、人事部でやるんだ、あるいはまた衛生部長さ
んのほうでやるんだと言つて、あなたのほうでは
第三者的な態度ですけれども、県の中では、やは
り先ほどから言いますように、国で言えば労働省
みたいな役をやっているわけですね、労政課とい
ふのは、

私、いま聞いておりますと案外衛生部長さんともその気持ちにもなつたと思う。病院長さんともそうせないかぬという気持ちを持つておつたと思うのですけれども、なかなかそういうふうにいままていつてなかつたわけですね。言うならば、先ほど一番初めに御説明を聞いて、何か相当話し合いがしておるのに、かつてにすわり込みをやりやがつた。またこうなつたという話で私はこの組合はそうでもないと思つたのにえらいことだなというところでスタートしたわけでございますけれども、だんだん聞いていけば、むしろ私は県のほうにかななり問題がある。労政課長さん、一体いままて何をしておつてくださったのか。この問題どう受けとめておるのか。もう少しこの実態のところを、労政課というものは働いている人の身分を守る、労働者を守る立場ですね。企業を守つたり何かする立場と違ふわけです。私はいつも労働省のほうに

もそう言つて、そういう立場で質問をさしてもらつてゐるけれども、労政というのは働いてゐる人たちを守る役目にあるわけなんです。そういう点からいつたら、これは一体どういふふうに受けとめられるか。私、なるべく質問しないようにしようと思つておつたのですけれども、労政課におられる職員で、しかもこの労働組合に対して一番心やすやうな人ですから、そこらの経過、いままで

ずつとこの、問題についてもう少し御存じであつたら、時崎参考人ですか、これはひとつ、一ぺん御意見をあとから伺いたい、こういうふうに思ひます。

○参考人(篠原幹雄君) はつきり、法令なんかは問題のある点につきましては、労政課といたしまして、労政課というよりやはり労働者のあれを守る、こういう点からも十分アドバースこれはしていかなきやならないというふうに思っております。ただ、三六協定等の問題につきましては、労働省云々と言われましてもいろんな部局があるわけでございます、三六協定の問題は基準関係のあれになるので、直接あれはないわけでございます。

とおり同感でございます。

○参考人(時崎雄司君) 先ほどから多くの参考人の方から病院の実態についてお話がありました。私のほうも何か言いにくい若干立場にあるわけですが、ありますが、病院のこの種の闘争が起きた背景、特に労働条件の問題について若干申し上げたいと思ふのです。衛生部長なり内藤病院長は突然に闘争が起こった、さらにはまた看護婦の充足について、もはや予定に達しておるといふような話をされておりますが、先ほどから時間外労働が恒常化をされていているということが、さらにはまた退職していく看護婦さんが多いということ、それから特に結核の病棟を除いて考えてみますと、二百二十八人の入院患者に対して七十八人もの付き添いがついていて、これは二・九人に一人の割合で付き添いがついていて、こういう実態であることは事実であります。

それから大橋先生御指摘ありましたように、たとえば三交替でありますから、準夜、日勤、深夜という、たいへん普通とは違う勤務体制をとつてゐるわけです。準夜、日勤、深夜という勤務に当たつた場合には五十時間に及ぶ拘束をされるわけです。これは病院長は何か誤つた形でお話しをされて、手術の待機のような話でありまして、全くこれは手術とは関係ない病棟の関係でございます。

す。これはどういうことかと申しますと、普通の職員ですと、きょう一日働いてあした出てくるまで少なくとも十六時間労働から解放される時間があるわけです。ところが準夜、日勤、深夜という

勤務になりますと、労働から労働までの間が八時間しかございません。それを三回連続いたしますと、とても友部という地域から考えて、自宅から通勤することは全く不可能になるわけです。そこで病院の中にある仮眠室に泊るということになるわけであります。もちろん八時間しかございませんから、食事をとってお風呂に入って、そうして睡眠をとって、また朝の食事をとるまでの間、普通三時間から四時間しか睡眠をとらないということになります。

と、間に二回の休憩がありますから、合わせると五十時間に及ぶ拘束になってしまふ。労基法から見ればどうか知りませんが、少なくとも最低八時間の睡眠はとらなければならぬ、連夜、夜間勤務をしいられているということからいくといへんな勤務をしいられている、現在しいられているということになるわけです。これが週一回の割り合いで病棟の看護婦さんの方に来るということを十分御理解をいいたきたいと思うわけです。それから手術室とか産婦人科の病棟においては突発的に患者さんが来るために拘束をしておくわけです。これは普通の八時間の勤務のはかにこういう実態にあるということをお知らせをいただきたいと思ひし、また年次有給休暇というのは好きなときにとるべきのがたてまえてありますが、残念ながら一カ月前に勤務表の中に、あなたはこの辺で休暇をとりなさいといつて指定をする、別名指定年

休制度というものが現在の世の中に公然と行なわれている。そういうことでたいへんな勤務条件になつておるわけであります。これを四月の二十五日だったと思いますが、中央病院の入院患者に對してこの県立病院がはたしてどういふ状態にあるかといふことを患者さんの側からアンケート調査をしてみました。そのうちの七五％が中央病院に對して不満を持つております。その不満の一番多

かつたのが看護婦の不足であります。それからまた、看護婦の勤務に対して八〇％の方がたいへんな勤務だ、こういうことをアンケートの調査の中で明らかにしている。こういうことであるわけです。そこで、私たちは、こういう状態の中から何とかして二年前に約束をした、あの百九十六名という数字を早いところ実現していただきたい。これは単に労働条件の改善だけではなくて、先ほど申し上げましたように、付き添いをたくさんつけているところからきているわけでありまして、看護をもう少し手厚いものにしていきたいというのが今回の要求の内容であつたわけでありまして、ところが、先ほどから大橋先生からも指摘がありましたように、昨年の十一月と、ことしの二月、人事、保健予防課長と交渉を確かに持ちました。ところが、この交渉は単にわれわれのほうから要求を出して回答をいただくという交渉ではなく、すでに二年前の闘争以来側がある努力をされていることと思いますが、それについて現在の状況がどうなっているのか、それを労使双方が確認し合おうじゃないか、こういうことで二度交渉やつたわけでありまして、そこで、それぞれの実態というのが労使双方で理解ができたわけでありまして、これは若干のことば上の問題はありますけれども、ほぼ約束の半分に満たっていないというのは、労使双方でもって、双方当時理解をしておつたわけでありまして、いま相当数字が大きく言われておるようでありまして、その中には全く看護婦の資格のない無資格者を採ったり、さらにはすでにやめた人を入れていなかったり、お産でもって長期間休んでいる人、学校へ入るために長期間休んでいる人などの数字、こういうふうにして計算していくと、確かにああいう数字になると思えます。ところが、実際上夜間勤務のできる看護婦さんということになりますと、相当制限されます。そういう点からいくと半分以上になつてしまふわけでありまして、

そこで、これを今後どうするかということ、引き続いて団交を要求したら、二月の十九日以来ぶつたりと応じなくなつたわけでありまして。やむなく知事室前に三日間すわつた、県会開会中、われわれは要求を認めるといつてすわつたんじゃないかと、ぜひ総務部長さんなり衛生部長さんにお会いをしたい、そういうことですわつたんであります。だから、私たちのつた行動に問題があるとするならば、その団交に応じなかつた人たちの理由もよく聞いていただきたいと思ひ、またわれわれは積極的に知事室前にすわつて、同じ職員から批判を受けながらも、どうしてもお会いをして、こういう事態、すなわち夜間勤務のゼロの状態をつくりたくないというばかりに知事室前に三日間すわつたわけでありまして。そこで、知事室前に三日間すわつた結果、総務部長とは一時間、衛生部長とは一時間半か二時間ぐらい、それもすわり込みを解かせるためではないかと思われるような交渉の内容であつたわけでありまして。

そこで、そのあと二回会つたあとで、これは三月の二十五日と二十七日であります。その次に交渉に応じたのが、何と組合ダイヤにあしたから入りますという日の十九日の夜一時間か一時間半会つたきりでありまして、これで解決をし、労使双方円満にいくというのは全く不可能であつたというふうになつたわけでありまして、好きこのんでそういう夜間勤務の状態をつくらせたいというふうにはわれわれは理解をしておりません。ぜひその辺のところも御理解をいただき、特に、ただいまの三六協定の問題なんかについても、組合側から積極的に三六協定を結ぼうと提示しているのにもかかわらず、今日まで何らそれに対する話し合いも持たれなかつたことをつけ加え、申し上げて、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

○玉置和郎君 ちよつと時崎さんにお聞きしますが、いま非常に詳細にわたるお話がありまして、われわれも非常に参考になつた点、まずお礼を申し上げますが、時崎さんのお話を聞いておりますと、労政課の主導で参考人においてになつたのですか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○参考人(時崎雄司君) 私、きょう初めて文書を読んだいたんですが、電話では社労の担当者のほうから労政課の職員として来ていただいた、こういうことを電話で受けて参りました。

○玉置和郎君 いま私は時崎さんのお話の中にわれわれは、われわれはというのが盛んにこう出てきまして、「われわれは」という場合には、これはやっぱり「われわれのほう」の「ほう」をさすわけでありまして、労政課の主導という形になりますと、「われわれは」というのはどうかと思ひまして、あなたはこれは労政課主導のほかに何か関係をしておられるのですか、その点ひとつお伺いしたいと思います。

○参考人(時崎雄司君) 最初藤原先生の質問にお答えをして、当初答えてきましたが、私、労政課の職員をするかたわら組合のほうの中央執行委員も兼ねておりまして、実はそのほうの担当をしているわけですね。

○玉置和郎君 それでようわかりました。

○高山恒雄君 やつぱり私が懸念しましたように、藤崎参考人に聞きたいのですが、団体交渉なんかも責任ある人が出なければいけませんね、団体交渉は、その責任ある人が出てないために、課長や部長にまかせてあるところに問題があると思ふんですね。したがって、かりに部長さんが、藤崎参考人が部長として出られる場合は、院長に出していただくか、それとも知事からのある程度の認可を得て、そうしてどのくらいの程度のものはこの際受け入れないかぬとか、こういうことの責任を持つて団体交渉には出られなければ、組合をだますことになるのですよ。それが私はなされてないところに、この紛糾が起こつておるといふことも過言ではない、いまの説明を聞きまして、ここが一番やつぱり問題だと思ふのです。

したがって、協約はなくても、協定その他においてどこでもこれはやっているはずですよ。団体交渉については、たとえば病院に労務関係の方がおるならば、その人を主体にして院長と完全なる関連を持ちながら団体交渉をやるとか、あるいはまた県がこれに関与するならば、藤崎参考人が入つてそれで団体交渉を持つてやるとか、こういう運びのふたつに、大きな労働条件の改善というものがみんな徹底してない。むしろ私はきょうは内藤院長は参考人としておいでになつておられるけれども、いまのような実態をお知りにならない点が多いんじゃないかという気がいたしますよ、ここです。この病院長を責めることは無理だと思ひますよ。したがって、団体交渉はよほど考へて指導をしていただくということを、これは労働省も当然やつてもらわなければいけません、そこに労働関係の健全な交渉が起り、また組合も健全な組合として育成強化ができると思ひますよ、この点はどうか。今後考へてもらいたいと思ひますね、ひとつ考へ方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(藤崎米蔵君) 御指摘がございましたように、私も過去におきまして団体交渉を持つてこうした問題につきまして話し合ひをしてまいりました過程を反省してみまして、御指摘のように非常に問題があると思ひます。率直に申し上げてあるわけがございまして、と申しますことは、院長の段階、それから衛生部長の段階、それから衛生部長等でできないことがたくさんあるわけがございまして、それが今度総務部に参ります。総務部においてもできない問題がたくさんあるわけがございまして、そういう点で非常に何回か、――私交渉を拒否したことは一回もございせん、いつでもお会いいたしますというのを率直に私申し上げております。逃げも隠れもいたしてはいないはずでございますから、ただ私のところに持つてくるまでにはいろいろな過程を、段階を経て一応この点は衛生部長の段階で話し合ひをしてみようじゃないかと、それからまた交渉を実際を持つてみますと、衛生部長だけでとても回答しきれない問題を長時間にわたつてかなりつるし上げをされる。それを今度、総務部長の段階でまた私自身が今度総務部長と交渉するという事態も起きてくるわけでありまして、そういう点はもう少し

んと載っているわけですね。そういうことなんか
ももつと突っ込んで言えばどうされておったかと
いうことが問題になるわけです。私は指導する上
においては、この県の病院である、權威のある病
院があまりにもそういうことをイージーにやるん
じゃなくて、もう少し厳密にやってもらいたい、
こういうようなことをひとつ厚生省としても自分
の直轄の国立病院ではないにしても、公立病院よ
ういふもののウェートから言えばもう少し指導の
力方を十分にしていただかなければ私はいけな
いことじゃないかと思ひます。こういうふうな問
題で違反になっておるといふことはお認めにな
りますか、どうですか。

○説明員(吉原健二君) 先生のおっしゃいますと

おり、こういった結核の排菌者の外泊を認めるという場合にはできるだけシビアにやるというのがやはり私どもとしても当然のことだと思っております。ただ、本件の場合におきましては看護体制に十分責任が持ち得ないというようないわば万一の場合を考えまして主治医の医学的な判断と、それから家庭の状況なり感染のおそれがないというようなことを十分確かめた上で必要な措置をとって外泊を許可をしたというふうに聞いております。やはり考え方としてはこういった問題につきましてもできるだけシビアに対処すべき問題だというふうに考えるわけでございます。

○藤原道子君 関連。私は納得がいけないのでまた関連で御質問を申し上げます。

その時点では無菌であったと、一つの私はそれは口実だと思わざるを得ない。ならば、戻ったときには菌が出ていた、あの時点では菌は出ていなかった、こういうことになっちゃうじゃない。私はそういう言いのがれは、しかもそれを認める厚生省にも納得がいきません。私もここに資料を持っておりましても時間がないから……。

そこで伺いますけれども、一体基準法違反が労働省では相当あるとおっしゃっている。それから、結核予防法違反だと私は思う。こういう労働基準法違反だの、それから基準看護の違反、結核予防法の違反、こういうものがあっても、違反があるというだけで見のがしていいんですか。それじゃ、法律があつたてなかつたって同じじゃないですか。労働基準法の場合でも、国立病院でもいぶん出ていますね。私は今健康保険のときにもまた御質問したいと思つていますけれども、一体こういう違反に対しての対策はどうしたいと考えるか。いままでどうしていらつしたかったか。違反だけ見出せばそれでいいということと済みますか。この点お聞きします。

○政府委員(渡邊健二君) 医療関係施設に基準法違反がかなりありますことは私もきわめて遺憾に存じております。監督に際しまして違反を認め

た場合にはすみやかに是正させますよう指導いたしまして、あとでこちらの申ししますとおり是正があつたかどうかということも確認をいたしておるわけでございまして、そのつどそういうことで、監督で発見いたしましたものには是正措置を講じさせておるところでございます。なお、しかし監督のたびにいろいろ多くの医療機関で違反が生じておりますことにつきましては、そのつど是正するだけではないに、やはりそういう違反が生じないようにすることが必要ではないかと私も感じているところでございます。そういう観点から、実は昨年もういろいろ私も医療関係機関の基準法順守状況等を監督いたしました結果に基づいて、これらの違反の認められることから、当時の労働基準局長と労働省の婦人少年局長の連名をもちまして、厚生省の医務局長……まあ、これは病院のほかに社会保険施設等もございました。で、社会局長、児童家庭局長等に対しましてそういうような事態が生じないように御指導をしていただきたい、特にそれについては要員の不足等に基因するものと思われるものが多く、この問題の解決をはかるためには必要な職員の充足をはかることが特に重要である、それからまた、そういう国及び地方公共団体において適正な財政上の措置がとられることが特に必要であると考えて、その措置について特に配慮を要するわしというう旨、文書によりまして申し入れ等もいたしておるところでございます。それによりまして、何とかそういう状態が生じないようにしてまいりたいと努力をいたしておるところでございます。

○藤原道子君 厚生省は……。

○説明員(吉原健二君) 私どもとしましては、病院その他の医療機関におきまして労働基準法の違反が相当多いということはよく承知しております。その改善についていろいろな面で努力をいたしているわけでございます。労働省からの通知もいたしまして、それを受けまして私どもも県のほうにも文書で通知をしておりますし、それから

衛生部長会議なりあるいは所管の医務課長会議等、全国の会議の席上におきましても特にこの点についての改善方を指導しているわけでございまして。それから、県当局にもこういった病院の労働管理についての改善につきましても講習等々をできるだけやっていただくように、その面でも、そういうことで労働基準法の違反というものを是正していくというふうにお願ひしております。また、先ほどのお話にもございましたように、背景に看護婦その他の要員の不足がございますので、看護婦の養成等につきましても、国としてもできるだけ予算措置なり努力を私したいということをやっているわけでございます。

○藤原道子君 ごめんなさい、もう一つ……。

先ほど病院長は追い出したんじゃない、納得の上だとおっしゃいますが、確かに納得さして出たのでしょ。納得せざるを得ないようなしむけ方があつたことを御承知でしょうか。患者が弱んですよ、入院している患者は。そういう立場から泣く泣く外泊を認めた、そのために家庭にいざこざが起きたことも私聞いております。

それから、もう一つ、先ほど来、御答弁で付き添えは家族が大多数だ、こうおっしゃいました。ところが、家族は見えないから行くんです。長い病人の看病をしているために家庭が破壊された例はたくさんあるんです。こういうことは御承知でしょうか。したがって、看護婦が充足されておれば——特に、特別看護の資格をお持ちになっていらっしゃるから、家族が行かざるを得ないのは看護の手が足りないことを見ていられないから、だから行っているんじゃないか。そういうことも、ひとつお考えになっていただかないか。それから、もう一つ衛生部長さんに伺いますけれども、先ほど看護婦の充足、これに御努力をいただいているというのを聞きまして、私は御信頼申し上げたいと思う。現在なぜ看護婦がやめていくのか。これは過労だからですね、過労。耐えられないから出ていく。だから、いま潜在看護力

が約三十万いるんですね、資格を持っていないが、もういやだからやめていって。その潜在看護力が約三十一万といわれている。アメリカあたりでは大統領の宣言で、これらの人を教育をして再就職できるように国の費用でやっておりますね、これは厚生省へも私はこの前も言っておりますけれども。だから茨城県だっても潜在看護力はけっこうあると思うんですね。なぜ、そうやめていくかと言えは、それは待遇の問題なんですね。こういう点を改めてぜひ充足をしてほしい。この中央病院が、四月二十七日のこれは資料でございますけれども、現員が百三十九名、不足数が八十一名となつています。百三十九名で八十一名足りない。それから、これは今度二人夜勤で八日間というふうになるためには充実しなければなりませんね。充足ということになると、二百二十名という数字が出てくるんですね。これは友部病院のほうはいまの現員が百二十名で不足数が六十六名ですね。予定数を充足すれば百八十六名というふうに出ております。というふうに、百三十九名で不足数が八十一名というふうに、ほんとうに、最初にあなたがしゃつたような学校をつくって、それで定着していく見通しでございまして、それからニッパチ制度はいつごろになったら実施できるというお見通しと、このことを私はお伺いしたい。私は十二時からの婦人総会があるのだけれども、ついここにとどまって御質問、憎まれ口をきいておられますけれども、とにかく患者の立場を考え、働く者の立場を考え、とにかくこれば言わざるを得ないんです。これはどうですか、お考えは。衛生部長さん、看護婦さんの不足あるいは待遇問題でやめていくということは国民全体に及ぼす被害がある、安心して医療が受けられるようにしてほしいんです。厚生省には厚生省として私はお伺いしますけれども、もう看護婦の不足を私が取り上げましたのは二十三年だったと思ひます。保助看護婦ができたときから取り上げて

二十五年近くかかって、いまなおこういう状態にあることは野党のわれわれの力の弱さが反省されますけれども、とにかく人の命を預る厚生省が、と同時に県の衛生部長さんもうさださと思う。そういう立場からきょうの参考人の御答弁を聞いていて、あなたが一番の責任者だと思えますので、お考えのほどを伺わしてほしい。

○参考人(藤崎米蔵君) お答え申し上げます。

まず最初に潜在看護婦でございますけれども、これは本県におきましても調査をいたしております。隔年に調査をしておりますが、一昨年やりました、本年がまた調査の年になっておりますので、その実態を一応県におります家庭の看護婦なり、有資格者で現在勤務していない者の実態というものを一応つかんでおります。こうした看護婦さんを、民間の医療機関等であつせん、依頼が私どものほうにまいりますので、そうした方面に何らかの対応をいたしておりますが、なかなか勤務条件やいろいろな点で十分に満足いくようなあつせんがでないというのが現状でございます。しかしながら、この点も今後、本年はまたこうしたさらに詳しく調査をする年になっておりますので、実態をもう少し把握いたしまして潜在看護婦の活用ということに最大の努力を払ってきたいと、かように考えております。

それから、看護婦の養成計画は、年次計画で進めてまいりました。一応本県として四十九年あるいは五十年という年次を一応見通しまして養成計画を立てておりますが、問題は、やはり県内に定着をいたしてないということを先ほども申し上げましたように、この点私どもも非常に残念でございますけれども、今後もう少しなぞ本県に定着しないのか、しかもまた、中でも県立病院というように機関に勤務する者が予定しておりました人員を採用いたしても、退職者が多いために充足できないという現状をやはりもう少し私どもは検討する必要があると思えます。まあいろいろな因子があると思えますけれども、この点十分今後私どもも努力をしないやなりません。また非常

に努力の足りない点を深く反省をいたしておるわけでございます。それから、したがって将来、ニッパチ闘争の、ニッパチの体制でございますが、当然なことでございますので、鋭意、この点私どもは努力しなくちゃならないわけでございますが、現在までの経過を反省してみますというのと、非常にこのニッパチ体制を整えるというまでにはかなりの努力が必要でありますし、不肖私、その点につきましては、組合側との話し合いの中でも率直な意見として申し上げたことがあるわけでございますけれども、私の力では非常にむずかしいのではないかと、私披瀝をしたこととがあるわけでございますけれども、まあそういうことはおられませんか、今後十分努力をして、県民の要望にこたえたいと、かように考えておる次第でございます。

○藤原道子君 院長に伺いますが、おたくでは一人夜勤がどの程度ですか。それから夜勤は平均してどのくらいですか。

○参考人(内藤比天夫君) 四月一日の時点でございますけれども、二人十日夜勤が十一病棟ございます。それから非常に軽いところで一人八日というのが一病棟ございます。それから一人ないし二人で十日というのが二病棟ございます。これは今年新しく入ってきたナースは、すぐ夜勤にはちょっと無理なので、初めの一、二カ月程度は日勤を主としておる関係もあるかと思えますけれども、大体そんなところでございます。

それから、ついででございますが、まだ結核患者が約百名くらい入っております。それで、結核病棟は、一病棟ごと毎年といいますが、一、二年に一回でございますが、自然減に伴って改造しているわけでございます。そのような関係で病棟があいておりましたら、ということもございまして、これはそのために入院を減らしているということではございません。たとえば産婦人科のベッド数をふやすとか、あるいは脳外科を別の病棟に持つていくとか、あるいは将来はたとえば人工じん臓のようなことをやるとかというように計画

はしているわけでございますけれども、そのために病棟をどうこうということも、改造ということではございますが、そのために患者の入院をどうこうということではございません。

○藤原道子君 私はもう最後に要求しておきますけれども、とにかくほかものこの労働力は不足なんですよ。結局夜勤が十日も十五日もあれば、そこに勤務したくなくなるのはあたりまえですよ。おたくで平均して十日くらいということですね、夜勤は、十日というところの一です。すね、それが累積していけば五十時間も連続勤務がある。これは私初めて聞きました。こういうことは、衛生部長さん、看護婦の充足はできません。ぜひとも、いかに困難でございまして、重要な県立病院としての使命を果たしていただくためには、看護婦の待遇を考えてもらいたい。それから、看護婦が足りないからといって、もっと入院したい、家へ帰りたい、出したい、というような無理に説得して病院から追い出すようなことをぜひやめるように指導してほしい。

それから、県立病院でございますから、これは県に責任があるわけでございますから、どうか看護婦の充足を急いでいただいて、そしてニッパチ制度は、これはおたくの要求だけではない、全国的にいまだニッパチは実現したいと、人事院勧告のあることでございまして、こういうことでやっているんですから、労働組合のやり方がひどいとか何とかというようにことで会うことを避けたらどうかならないで、心ゆくまで話し合っているようにして、その上に立って今後の問題を進めるようにしようという方では残念ながら県立病院の今後の使命は果たせなくなるんじゃないか、こう思っています。で、その点ぜひお願いしたいと思います。

それから、厚生省といたしても、看護婦の足りない問題で随所に問題が起こっています。十年近くかかってできた国立第一だつて、いま使っているのは半分にも足りないのですよ。結局看護婦が足りない、こういうことが、国立あるいは県立、すべての公立で、看護婦が足りないというののために、医療を受けたくて入院したい人がいても、看護婦がいらないということで入院がでないでいるのです。

こういう重要な使命を果たす看護婦の待遇をもう少し考えていただきたい。われわれの長年の主張である教育法にのっとった教育をして、それに沿った待遇をしていくということをやってほしいことを強く要望して、大橋さん、たいへんお待ちたせしましたが、私はこれで失礼させていただきます。

○大橋和孝君 もう時間が迫っておりますから、もう一、二点追加してお尋ねしておきたいと思えます。特に私いまこれを申し上げたいのも、今後いろんな問題を処理していただく上の一つの参考としていただきたいからお願ひをするわけですが、どうも、病院の管理体制といいますが、管理が非常にずさんではないかという例でございますが、これは、ちょっと聞いてみますと、ここで保母さんの試験をやられた。小児科に保母さん置いていられるわけですが、三人ぐらゐり不足になった。それだから四十七年の三月に保母さんの採用試験をされたところが、県では、人事委員会がこれをやるんだと、十二月に、もうそういうふうなことは済んでおるんだということで、これが、七人ぐらゐり対しては面接まで済んだけれども不採用になった。ですから、そういう人たちが何で不採用になったか不審を持って新聞あたりでもいろいろなあれをした、こういう例もあるわけでありますが、こういうことなんかも、私は、今後いろんな病院の問題をきめていかれる場合に、少なくとも、病院でそういうことをやられたものならば、病院のやり方に主体性を認めて、県のほうももう少し何かやる手はないものか。この保母さんが三人やめたけれども、それじゃこの三人がほんとうに不必要なのか。もっと考えてみるならば、この中で、何といいますが、保育所もつくろうといわれているわけならば、私は、そういうことなれば、ある程度――病院で主体的にやった事柄

を、筋が少々違ったからといってはねのけてしま
うと、そして、面接もしたのに不採用の通知だけ
して知らぬ顔をする。これは、行った人は、ほ
かをやめて受けに来ている人もあるわけでしょ
う。そうすると、その人は非常に不満に思う。
で、一方のほうで保育所をつくってこれという要
望が出てくるならば、そういうようなことなか
も、もうちょっとあつたかみのある県の中の行政
というものがやれないものかな。私は、この
ニュースを聞きまして、せっかくそういうことを
やられたものならば、保母さんが多かったら、そ
れはすぐ保育所を開設して、保育所で使ってもら
えば、――組合から要望しておるところの病院内
の保育所、先ほど聞いたら一カ所だけはつくると
いうこと、きまっているとおっしゃっているん
で、それから、それがきまっておつたら、ちょっと早
めてその保育所を開設したら、やはり看護婦さん
たちもどれくらい喜ぶかわからない。そういうこ
とがあり得るわけですね。

私は、そういうところなんかも含めて、やっぱ
り行政の面であつたか、あるいはまた、そうい
うことをやられたからにはそれを認めてやっとい
くという病院の独立性なんかも、やっぱりある程
度のほうも見ていかなく、これはマイナスに
はならない仕事なんでしょう、ですからこういう
ことなんかも必要じゃないかというふうに私は受
けとめて考えているわけです。

それからまた、話を聞いてみますと、何かずさ
んさで言えば、やはり薬剤の購入の場合に五百万
ほど不正をして問題になった例もあるようです
し、あるいは、一方にはまた、未払いの患者の集
金に行つて、その集金した金をポッポへ入れてし
まったが、これを表に出さないで依頼退職にした
という例もあるようです。こういうようなことを
考えてみますと、いろいろなものをつまみ上げて
みますと、非常にずさんさが出てくるわけです。
一方ではえらいきびしくセクト的にこうやってお
りながら、一方ではこういうことが十分に目配
られていない。やっぱりそこには、全体的に、こ

ういう問題は、労働者、働いている人たちが優遇
するためにいろんなところに手がいつてないのと
同時に、一方ではそういう抜けたものも出てくる
と。こういうことで、私は、病院そのものがやは
り信頼を高めていく上においては非常に問題があ
ると思うんです。

それから、もう一つ私、ここでちょっと聞いて
おきたいのは、六月二日からまた病棟が一つ閉鎖
されるような話を聞いております。まだまだこん
なこともやられるんですか。私はこれは、ちょっ
と聞いて意外に思ひまして、もう前向きに労働
組合と話をしていくんなら、そうどんどんと病室
を閉鎖する必要もないのではないかと。むしろ向
きに病室を閉鎖するよりは、もっと前向きにいく
べきではないか、こんなふうにも思いますから、い
まのような点についてついでにお考えを伺つてお
くと、今後またいろいろこの病院のことに取り組
んでいただくのに一つの参考になるんじゃない
か、こういうふうに思います。

○参考人(内藤比天夫君) 病棟のことが出ました
のでお答え申し上げます。
ただいま結核病棟が約二百床ございます。しか
し、一つの離れた病棟に、約百床のところへ四十
名ばかり入っております。それからもう一つの病
床は、約五十床のところへ二十名ぐらい入つてお
ります。これは、同じ病棟でありますから、百床
のところへ六十名ぐらいになるわけでございますか
ら、そう無理な動かし方ではないと存じておりま
す。

それから、いま非常に足りなくて困つていま
すのは内科の病床が足りないもので、二十六床ござ
いましたか、これを分けようとしていたわけござ
います。むしろ向きだけの考え方でやつていて
わけではございません。それから、管理体制のこと
でございしますが、二年前にそういう確かに不祥
事件がございました。そのあと、事務局長は、方々の
国立病院に長くおられた方に来ていただきまし
て、団体交渉的な組合との話をやつてもら

つていたわけでございます。
○大橋和孝君 ジャ私これで最後に一べん、せつ
かく御遠方をおいで願つたから、衛生部長さんな
り、院長さんなり、あるいはまた前労政課長さん
をやつておられて、労働者の味方でもやつてもら
たこともありますから、こういう方に、ちょっと
一べん、よく最後の腹を聞いておきたいと思ひま
す。

それから、同時に私は、ここで先ほど労働省の
ほうからもいろいろ、これから指導をしてやつて
くださる、まあ基準法の違反のようなこと、また
そういうふうな三六協定やいろいろの問題があり
ます。そういう問題をひとつ積極的にやつてもら
いたい。また、厚生省に対しては、やはりいまの
ような看護の特典なんかもあります。またそのほ
か、管理の問題があります。こういうようなこと
に對しては、やはり私は、中心の病院に、も
しこれがほんとうにやつてもらわなければならぬ
使命があるというのを自覚してもらわなければ、
これをひとつ徹底的にやつていただきたい。

きょうは、労政課長さんおいで願つていますか
ら、この労働問題、これが、こう長引いていくと
いう状態をひとつ十分把握をしてもらつて、私
は、労働省の立場から、やはり地方の労政課なり
あるいはまた適当なところへ十分な指導をして
もらつて、いま労政課長さん、私聞いた範囲内
で、えらいもう、わしの権限じゃないとか、ああ
それは知らぬとかいうような、えらいすつきりし
ない答弁をいただきまして、これはもう
先ほどから私御質問の中に申し上げたように、非
常に私は労働者を守つてもらふ県の責任者だと思
います。だから、そういう点から言えば、ひとつ
こういうところに十分な指導をしてもらいたい。
そして、こういうようなトラブルが、いまから考
えてみれば起こらなくてもいいようなトラブルが
起こつていくことに對しては、ひとつ十分にアド
バイスをしていただきたい。これは労働省のほう
に特別にお願いしておきたいと思う。あとからひと
つそこらのところのお気持ちを伺いたいと思ひま
す。

そこで私は、ここで参考人の方々に一べん最後
的な詰めをひとつ聞いておきたい。いままで、こ
うやってやりまして、労働問題非常に長引きまし
たね、こんな事柄で。こういうもつと早く処理を
してもらわなければならぬ問題が、こういうこと
になつてきた。しかし、もつと、特に労働問題が
起こつてきたのは、看護婦の充足とか労働条件だ
とか、こういうようなことがあつて――「覚書」
でももう出ているわけですね。「看護職員」の定員
の充足については、組合の意見もきき、充足計画
を作成して積極的に努力する。それから「看護
職員等の給料、手当の改善問題については、小委
員会を設け継続交渉する。」「保育所については、
中央病院内に施設を整備し、その運営については
病院、組合、父母の会、――子供さんたちの、こ
ういうような方が話し合つてこれを運営すると、
非常にいい文句が出ています。これをやるため
に、じゃ、どこが責任を持つて、だれがこれをイ
ニシアをとつてやるかということ明確にしてお
いていただきたいということです。

私は先ほどちょっと触れたんですが、病院長さ
ん、いまどこか非常に経験のある事務部長さんが
来ておられるというお話を承りましたが、それじ
や、その事務部長さんと病院長さんが責任を持
つて、こういうようなことを全部引き受けて、そ
して先ほどから衛生部長さんのお話を聞いて、私
はいけるところが範囲があつて、またいけないと
ころもあるというふうなお話で、やはり給与の問
題なんかだつたら総務のほうにあるとか、人事部
のほうにあるとか、いろいろ聞きましてわけであ
りますが、まだそこらところは十分確かめてあり
ませんが、その辺のところも明確に御答弁を願
うとともに、そういう、もうもの問題ですね、こ
ういふ問題、まあ一番四項は、これは病院長さん
にという話だつたから話がはっきりしましたけれ
ども、あとの三項についてはまだ明確じゃないん
ですね、そういうことをやるということだけで、
だから、どこがイニシアをとつて、そしてどうい

○委員長(中村英男君) 参考人の方には、長期関係
意見をいただき、ありがとうございました。
なお、委員長からもお願いしておきますが、いま
藤原君が、委員会へ調査に行つたという意見
もございますから、私どもが調査に行かなくてよ

済むように、ひとつびしつとやって、患者が迷惑をこうむらぬようにしていただきたいと思ひます。

たいへんありがとうございます。

他に御発言もなければ本件に対する本日の調査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和四十七年六月十九日印刷

昭和四十七年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局